

議案第 8 号

富津市防災会議条例及び富津市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について

富津市防災会議条例及び富津市災害対策本部条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 2 4 年 1 1 月 3 0 日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

災害対策基本法の一部を改正する法律（平成 2 4 年法律第 4 1 号）の施行により、富津市防災会議に係る所掌事務、委員等の規定を整備するとともに、富津市災害対策本部に係る根拠規定を整備するため、関連する条例の一部を改正するものである。

富津市防災会議条例及び富津市災害対策本部条例の一部を改正する条例

(富津市防災会議条例の一部改正)

第1条 富津市防災会議条例(昭和46年富津市条例第69号)の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和36年法律第223号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第2条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第2号中「前号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第1号の次に次の2号を加える。

(2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

(3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

第3条第1項中「委員」の次に「27人以内」を加え、同条第5項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第1号中「指定地方行政機関」の前に「法第2条第4号に規定する」を加え、同項第5号中「部内の」を削り、同項第8号中「指定公共機関」の前に「法第2条第5号に規定する」を、「又は」の次に「法第2条第6号に規定する」を加え、同項に次の2号を加える。

(9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命するもの

(10) 前各号に掲げる者のほか、市長が防災上必要と認めて任命する者

第3条第6項を削り、同条第7項中「第5項第8号」を「前項第1号から第7号までに掲げる委員の任期はその者の在職期間とし、同項第8号から第10号まで」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項を削る。

(富津市災害対策本部条例の一部改正)

第2条 富津市災害対策本部条例(昭和46年富津市条例第70号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第23条第7項」を「第23条の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。